

伊佐市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

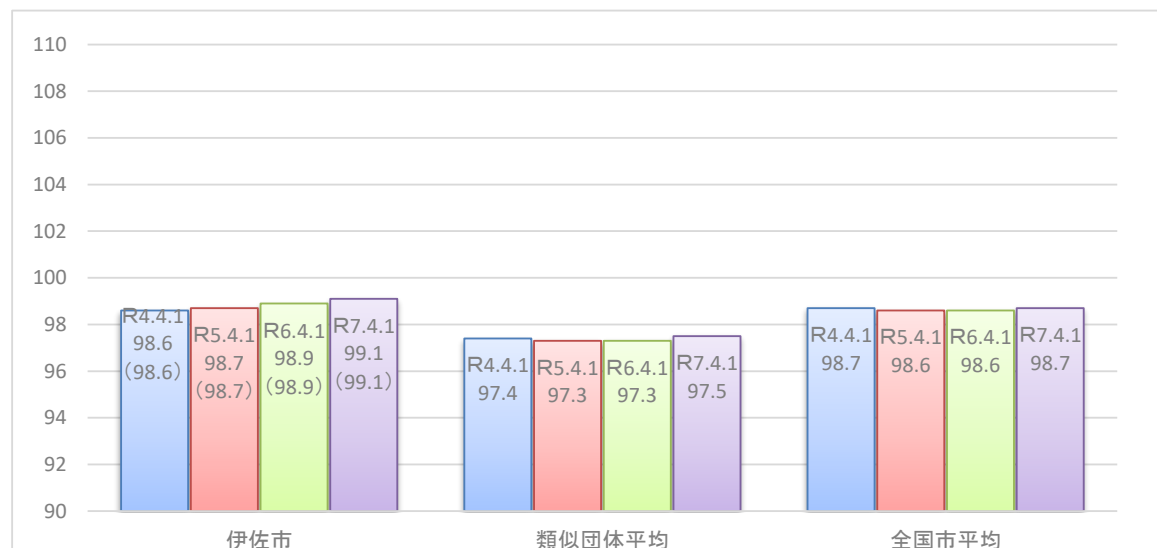
区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 (参考) B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年度	人	千円	千円	千円	%	%
	22,197	19,045,703	610,556	2,489,822	13.1	12.6

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	234	984,053	114,884	403,074	1,502,011	6,419	6,123

- (注)1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況 ※人事委員会を設置していないため記載なし

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)	
令和6年度	円	円	円 ()	%	%

(参考) 国の改定率
%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)	
令和6年度	月	月	月	月	月

(参考) 国の年間 支給月数
月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている

①給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日
(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。(国の8级以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の上上げの解消は実施していない。)

②地域手当の見直し

地域手当の支給対象地域なし。

③その他の見直し内容

扶養手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
伊佐市	41.9 歳	329,400 円	363,652 円	348,762 円
鹿児島県	43.0 歳	322,300 円	401,909 円	352,686 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	42.6 歳	327,221 円	383,976 円	354,371 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
伊佐市	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	-	-	-	-
うち業務主事	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	-	- 歳	- 円	-
うち技術員	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	調理士	44.8 歳	223,800 円	-
うち	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	-	- 歳	- 円	-
鹿児島県	57.3 歳	143人	319,200 円	363,779 円	340,371 円	-	-	-	-
国	51.3 歳	1,703人	294,567 円	-	3,379,007 円	-	-	-	-
類似団体	52.3 歳	10人	312,166 円	339,859 円	325,721 円	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
伊佐市	*	-	-
うち業務主事	- 円	- 円	-
うち技術員	* 円	2,977,900 円	-
うち	- 円	- 円	-

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和4～令和6年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※ 個人情報保護の観点から公務員については、対象となる職員数が10人未満である場合は個人情報が特定されるため、平均年齢、職員数、平均給料・給与月額及び年収ベースの欄をアスタリスク(*)としている。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
伊佐市	- 歳	- 円	- 円
鹿児島県	- 歳	- 円	- 円
類似団体	- 歳	- 円	- 円

(注)1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2)職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		伊佐市	鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	221,100 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	189,000 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	185,700 円	222,000 円	- -
教育職	大学卒	- 円	- 円	- -
	高校卒	- 円	- 円	- -

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	285,767 円	該当者なし 円	387,800 円	394,680 円
	高校卒	253,200 円	342,500 円	366,700 円	389,640 円
技能労務職	高校卒	該当者なし 円	該当者なし 円	該当者なし 円	該当者なし 円
教育職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円

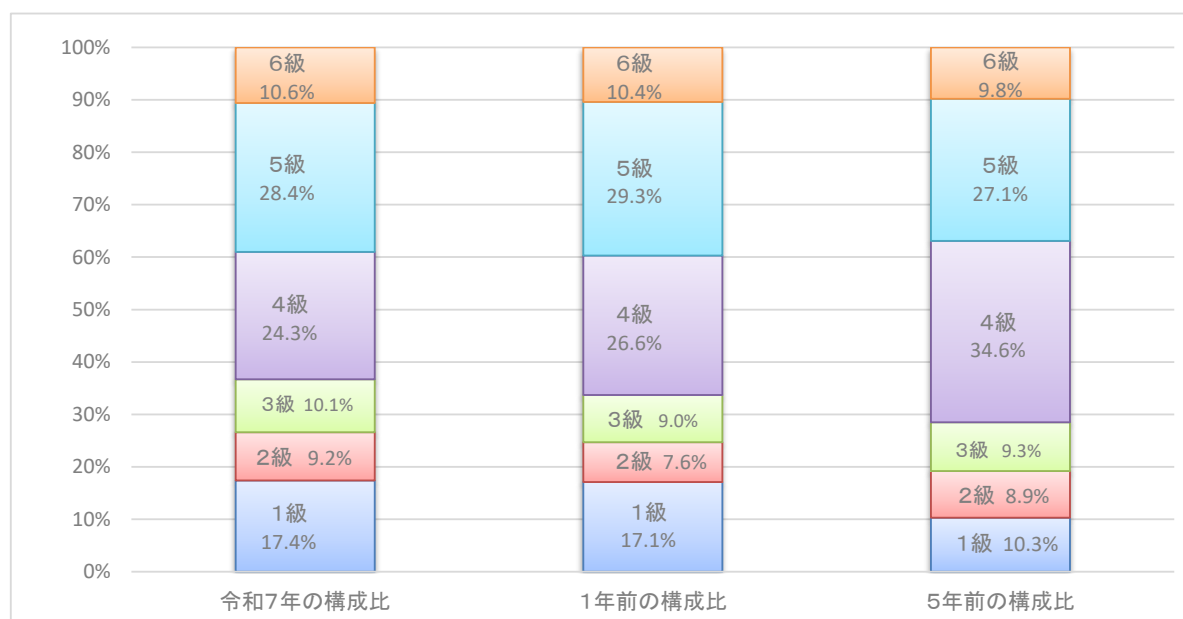
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	指定課長	0 人	0.0 %	408,300 円	450,900 円
6 級	課長、局長、所長	23 人	10.6 %	355,200 円	415,700 円
5 級	係長、事務主査	62 人	28.4 %	321,300 円	398,200 円
4 級	事務主査、技術主査	53 人	24.3 %	298,800 円	386,100 円
3 級	主任主事、主任技師	22 人	10.1 %	265,300 円	354,700 円
2 級	主事、技師	20 人	9.2 %	230,000 円	308,500 円
1 級	主事補、技師補	38 人	17.4 %	183,500 円	258,100 円

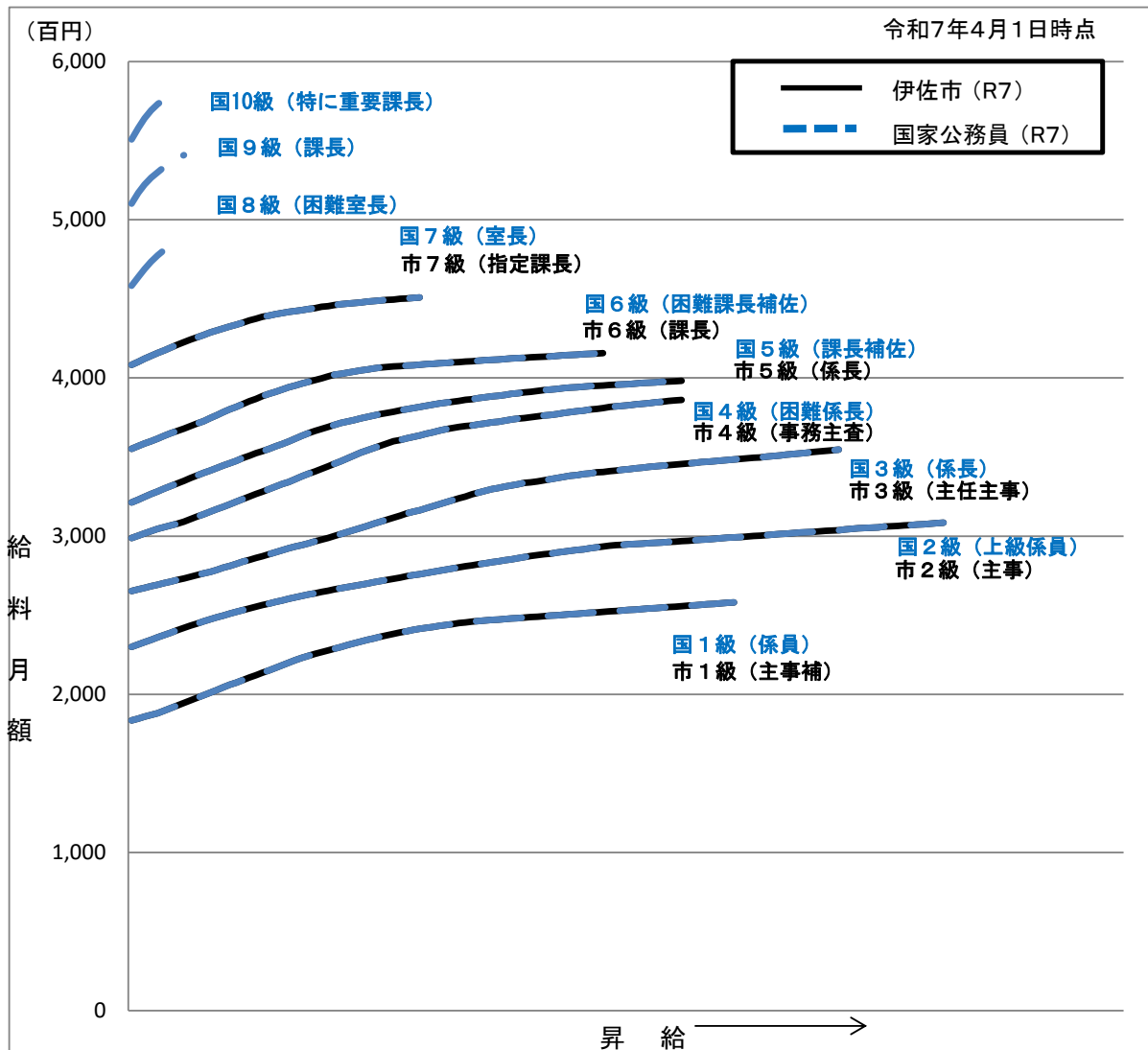
(注) 1 伊佐市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和7年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(伊佐市)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分		○		○
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

伊 佐 市	鹿 児 島 県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,648 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,783 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20%・管理職加算10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(伊佐市)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分		○		○
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

伊 佐 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	26.3655 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	* 千円	20,726 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

3 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が5人未満である場合は個人情報が特定されるため、平均支給額の欄をアスタリスク(*)としている。

(3) 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
-	- %	- 人	- %

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		528 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		22,008 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		9.0 %		
手当の種類(手当数)		6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
滞納徴収手当	税務課	市の債権に係る収入未済額の徴収	295.4 千円	日額 200円
福祉手当	福祉課	生活保護法に基づく指導業務	219.4 千円	日額 200円
行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	福祉課	行旅病人及び行旅死亡人の取扱業務	- 千円	日額1,000円
用地交渉手当	建設課	公共用地の取得に関する事業の現地交渉事務	- 千円	日額 300円
へい死動物収集業務手当	環境政策課	へい死動物の死体収集	13.4 千円	一体 200円
防疫等作業手当	保健課	感染症患者等の看護等	- 千円	日額 290円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	36,344 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	137 千円
支給実績(令和5年度決算)	39,383 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	148 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶 養 手 当	①配偶者 3,000円	同じ	-	千円	円
	②扶養親族 子 11,500円 父母等 6,500円				
	③扶養親族のうち満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子加算 5,000円				
住 居 手 当	借家(家賃月額が16,000円を超える場合に限り)に応じて28,000円を限度	同じ	-	18,793 千円	240,933 円
通 勤 手 当	①交通機関利用者 運賃相当額を支給(支給限度額150,000円)	同じ	-	千円	円
	②交通用具利用者 2,000~31,600円	同じ			
管 理 職 手 当	課長職 定額化	同じ	-	14,602 千円	584,080 円

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	794,000 円 (円)	(参考)類似団体における最高/最低額 985,000 円 / 391,500 円	
	副 市 長	628,000 円 (円)	790,000 円 / 420,000 円	
報 酬	議 長	368,000 円 (円)	545,000 円 / 230,000 円	
	副 議 長	283,000 円 (円)	475,000 円 / 200,000 円	
	議 員	266,000 円 (円)	442,000 円 / 180,000 円	
期 末 手 当	市 長	(令和6年度支給割合)		
	副 市 長	3.45 月分		
期 末 手 当	議 長	(令和6年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.45 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 794千円×在職年数×500/100	(1期の手当額) 1,588万円	(支給時期) 任期毎
	副 市 長	628千円× " ×280/100	703万円	"
備 考				

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

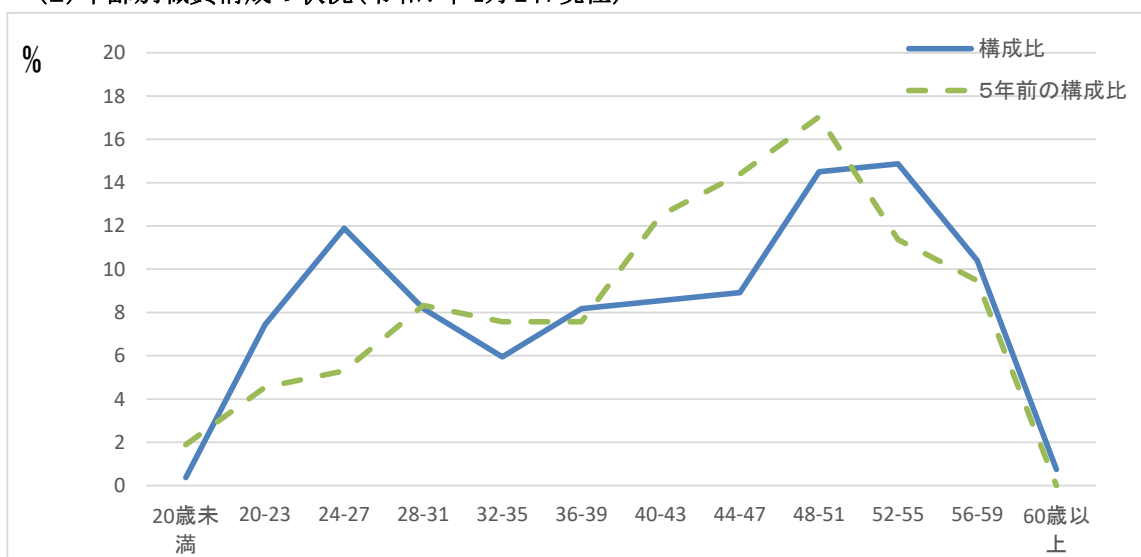
(令和7年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和6年	令和7年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	4	4	0	その他 その他 その他 その他 その他 その他
		総 務	64	63	△ 1	
		税 務	12	10	△ 2	
		民 生	26	26	0	
		衛 生	38	39	1	
		農林水産	30	28	△ 2	
		商 工	6	7	1	
		土 木	26	25	△ 1	
	計	206	202	△ 4	<参考> 人口1万当たり職員数 91.00 人 (類似団体人口1万当たりの職員数 86.20 人)	
	教育部門	34	32	△ 2	その他	
消防部門	-	-	-			
小 計	240	234	△ 6	<参考> 人口1万当たり職員数 105.42 人 (類似団体人口1万当たりの職員数 110.71 人)		
公営企業会計等部門	水道その他	36	35	△ 1	その他	
	小 計	36	35	△ 1		
合 計		276	269	△ 7	<参考> 人口1万当たり職員数 121.19 人	
		[350]	[350]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	20人	32人	22人	16人	22人	23人	24人	39人	40人	28人	2人	269人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度						過去5年間 増減数(率)	
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年		
一般行政	193	195	200	200	206	202	9	4.7 %
教育	37	33	35	35	34	32	△ 5	△ 13.5 %
警察								
消防								
普通会計計	230	228	235	235	240	234	4	1.7 %
公営企業等会計計	34	34	34	34	36	35	1	2.9 %
総合計	264	262	269	269	276	269	5	1.9 %

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和6年度	千円 270,079	千円 67,508	千円 53,450	% 19.8	% 18.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費4,892千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 8	千円 28,669	千円 3,432	千円 12,006	千円 44,107	千円 5,513	千円 6,316

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項 なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊 佐 市	36.9 歳	312,438 円	436,557 円
団 体 平 均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円
事 業 者	— 歳	—	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 佐 市		伊佐市 (一般行政職平均等)	
1人当たり平均支給額(令和6年度)		1人当たり平均支給額(令和6年度)	
1,500 千円		1,648 千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(-)月分	(-)月分	(1.40)月分	(1.00)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

伊 佐 市			伊佐市 (一般行政職平均等)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	26.3655 月分	勤続20年	19.6695 月分	26.3655 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額		- 千円	1人当たり平均支給額		* 千円 20,726 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。
 3 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が5人未満である場合は個人情報が特定されるため、平均支給額の欄をアスタリスク(*)としている。

ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
-	- %	- 人	- %

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		16 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		1,975 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		62.5 %		
手当の種類(手当数)		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
給水停止処分手当	水道課	給水停止処分業務	3 千円	日額200円
有毒薬品取扱手当	水道課	人体に特に危険性を有する薬品を取り扱う作業	13 千円	日額150円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	863 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	123 千円
支給実績(令和5年度決算)	772 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	110 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	①配偶者 3,000円 ②扶養親族 子 11,500円 父母等 6,500円 ③扶養親族のうち満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子加算 5,000円	同じ	-	876 千円	292,000 円
住居手当	借家(家賃月額が16,000円を超える場合に限り)に応じて28,000円を限度	同じ	-	843 千円	281,000 円
通勤手当	①交通機関利用者 運賃相当額を支給(支給限度額150,000円) ②交通用具利用者 2,000~31,600円	同じ	-	241 千円	40,083 円
管理職手当	課長職 定額化	同じ	-	588 千円	588,000 円

(2) 農業集落排水事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和6年度	千円 168,410	千円 9,335	千円 *	% *	% -

(注)1 資本勘定支弁職員に係る職員給与費一千円を含まない。

2 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が5人未満である場合は個人情報が特定されるため、職員給与費及び総費用に占める職員給与費比率の欄をアスタリスク(*)としている。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 *	千円 *	千円 *	千円 *	千円 *	千円 *	千円 6,187

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

4 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が5人未満である場合は個人情報が特定されるため、職員数、給与費及び一人当たり給与費の欄をアスタリスク(*)としている。

イ 特記事項 なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊 佐 市	* 歳	* 円	* 円
団 体 平 均	44.6 歳	342,377 円	516,175 円
事 業 者	- 歳	-	- 円

(注)1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が5人未満である場合は個人情報が特定されるため、平均年齢、基本給及び平均月収額の欄をアスタリスク(*)としている。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 佐 市		伊佐市（一般行政職平均等）	
1人当たり平均支給額(令和6年度)		1人当たり平均支給額(令和6年度)	
* 千円		1,648 千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(-)月分	(-)月分	(1.40)月分	(1.00)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5%～15%		・役職加算 5%～15%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

伊 佐 市			伊佐市（一般行政職平均等）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	26.3655 月分	勤続20年	19.6695 月分	26.3655 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	* 千円	20,726 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

3 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が5人未満である場合は個人情報が特定されるため、平均支給額の欄をアスタリスク(*)としている。

ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
-	- %	- 人	- %

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		- 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		- 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		- %		
手当の種類(手当数)		-		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
-	-	-	- 千円	日額一円
-	-	-	- 千円	日額一円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	* 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	* 千円
支給実績（令和5年度決算）	* 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	* 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月

1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

3 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が5人未満である場合は個人情報が特定されるため、支給実績及び職員1人当たり平均支給年額の欄をアスタリスク(*)としている。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶 養 手 当	①配偶者 3,000円	同じ	-	千円 *	円 *
	②扶養親族 子 11,500円 父母等 6,500円				
	③扶養親族のうち満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子加算 5,000円				
住 居 手 当	借家(家賃月額が16,000円を超える場合に限る)に応じて28,000円を限度	同じ	-	* 千円	* 円
通 勤 手 当	①交通機関利用者 運賃相当額を支給(支給限度額150,000円)	同じ	-	千円 *	円 *
	②交通用具利用者 2,000~31,600円	同じ			
管 理 職 手 当	課長職 定額化	同じ	-	- 千円	- 円

(注) 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が5人未満である場合は個人情報が特定されるため、支給実績及び職員1人当たり平均支給年額の欄をアスタリスク(*)としている。